

長期計画審議会の委員構成について

1 長期計画審議会の設置

基本構想の改定に当たっては、目黒区長期計画審議会条例（以下「条例」という。）に基づき、区長の付属機関として長期計画審議会を設置し、同審議会に諮問し、その答申を尊重して新たな基本構想の素案を取りまとめていく。

2 長期計画審議会の委員構成

長期計画審議会の委員の人数は、条例で「30人以内」と定められており、また、審議会の委員の構成及び人数の内訳は、条例の施行規則で次の表のA欄のとおり定められているところである。

この構成について、基本構想に多方面からの意見を反映させる趣旨から、より多くの分野から関係団体の区民の参画を求めるため、B欄のとおり見直すこととする。

構成	A		B	
	現行規則	前回改定時	規則改正案	摘要
区議会議員	11人以内	6人	<u>8人以内</u>	
区内関係団体の構成員	8人以内	6人	<u>11人以内</u>	団体推薦
学識経験者	6人以内	6人	6人以内	庁内設置の審議会等と調整
区内に居住する者	5人以内	5人	5人以内	公募
合計	30人以内	23人	30人以内	

3 今後のスケジュール（予定）

平成30年10月末頃	学識経験者の人選
11月5日	めぐろ区報及びホームページで公募区民募集 (11月29日まで)
11月上旬	規則改正
11月中旬	区議会議長へ依頼 区内関係団体へ推薦依頼・回答
12月中旬	長期計画審議会委員決定
平成31年 1月	第1回審議会（諮問）
31年度中	審議会答申

以 上